

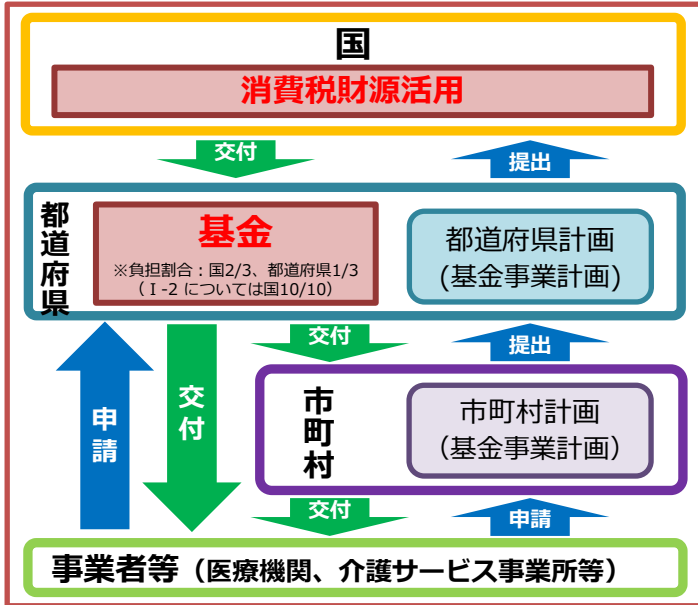
府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項	医療提供体制基盤整備費
						目	医療介護提供体制改革推進交付金
調査対象予算額	令和7年度：61,299百万円 ほか (参考 令和8年度：64,731百万円)					調査主体	本省と九州財務局の共同調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 地域医療介護総合確保基金は、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度として創設し、各都道府県に設置されている。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施している。
- 基金には以下のとおり医療分の事業区分が設けられている（記載のないⅢ・Ⅴは介護分）。
 - 事業区分Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 事業区分Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更にに関する事業
 - 事業区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 事業区分Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業
 - 事業区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
 - 事業区分Ⅶ 業務効率化・勤務環境改善に関する事業 ※令和9年1月創設

■ 事業スキーム



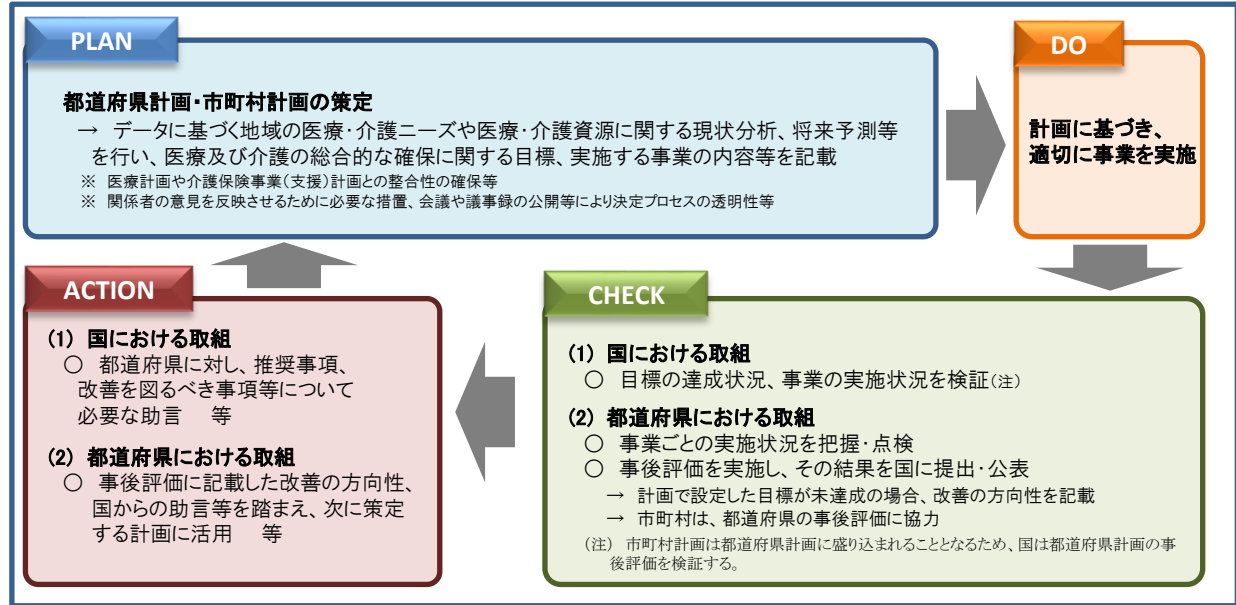
■ 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - ・医療介護総合確保区域の設定 ※1
 - ・目標と計画期間（原則1年間）
 - ・事業の内容、費用の額等
 - ・事業の評価方法 ※2

※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。

※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は、都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

■ 基金のPDCAサイクル



② 調査の視点

1. 基金の適正な執行について

基金全体として、毎年度の計画に沿った執行となっているか。都道府県における基金の残高は適正な規模となっているか。

個別の事業について、現行の標準事業例は適切か。また、執行されている事業は法定された事業目的に照らして適切なものとなっているか。

2. 基金のPDCAサイクルについて

事業の政策目的は適切に設定されているか。

都道府県計画におけるアウトプット指標及びアウトカム指標の達成状況を適切に評価し、事業の改善に有効に活用されているか。

【調査対象年度】
令和4年度～令和7年度

【調査対象先数】
・47都道府県

③ 調査結果及びその分析

1. 基金の適正な執行について

(1) 基金全体について

- 令和4年度から令和6年度までの計画・実績ごとの事業数と基金充当額を確認した結果、事業数は計画と実績に大きな差はないが、**基金充当額はいずれの年度も計画に対して実績が7割程度**となっている【図1・2】。

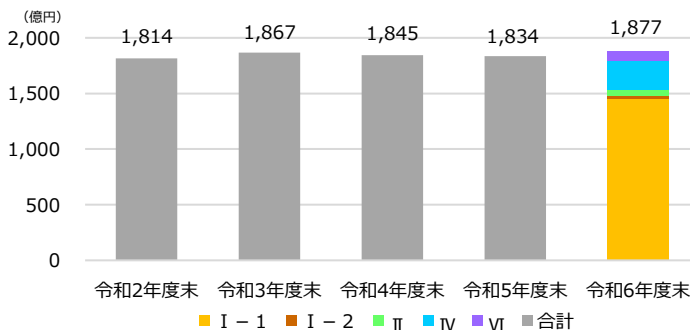
実績が計画を下回る要因は不可抗力によるものを含めて様々であると思われるものの、全体で恒常的に3割程度が執行されていないことは**計画策定段階で適正な事業量を見込めていない事業が一定数存在している可能性**があると考えられる。

- 事業区分別で見ると、事業区分Iは施設整備が中心であるため1事業当たりの金額が高い。また、計画と実績の乖離も大きい傾向にある。事業区分IVは非常に多くの事業が実施されており、1都道府県当たり平均して約26事業が実施されている。

- 基金残高の推移を見ると、**令和2年度末から5年間、約2年分の事業量に相当する1,800億円超の残高が継続して積み上がっていた**。特に令和6年度末時点における**事業区分I-1の残高は1,453億円**となっており、これは**I-1の実績の5倍超に相当する【図3】**。

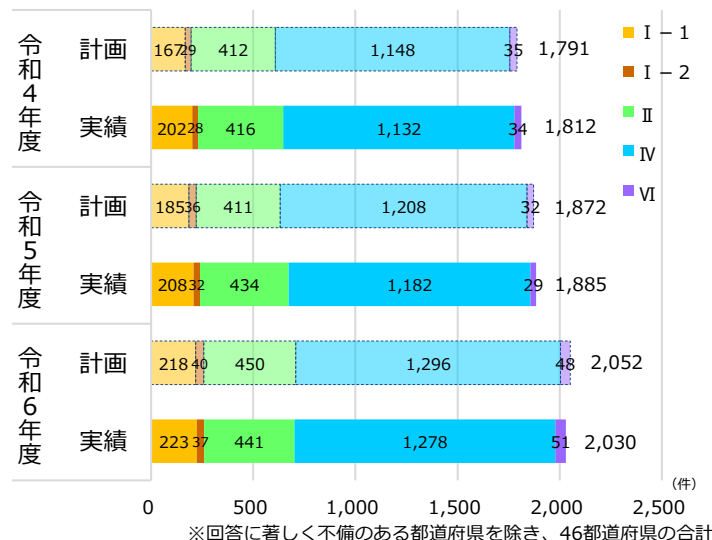
I-1は複数年度の支出を必要とする大型の施設整備等が含まれるものの、実績に比して過剰な残高が積み上げられている可能性がある。また、I-1以外の事業区分、特に**IVについては半年度で完結するソフト事業が中心であり、毎年度の執行残額を基金残高として保有する必要はないもの**と考えられる。

【図3】各年度末における基金残高総額（公費ベース）

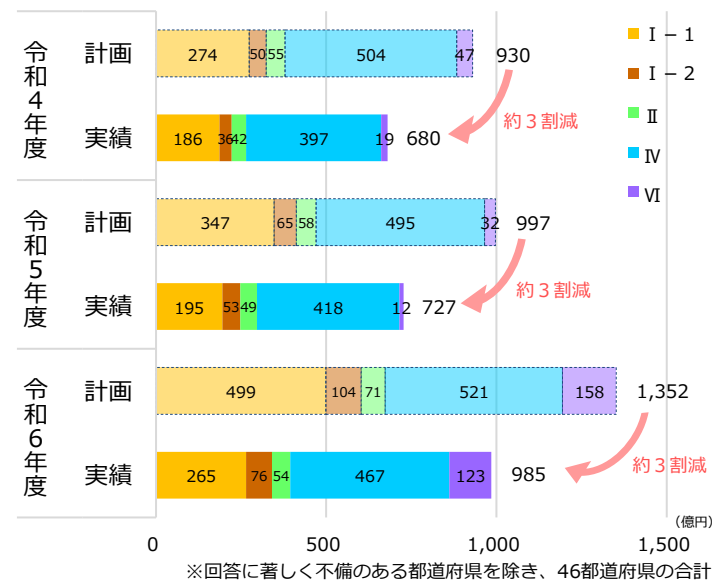


※令和6年度末より前は事業区分別の正確な数値が確認できなかった。
(出所)厚生労働省医政局調べ

【図1】事業区分別の事業数



【図2】事業区分別の基金充当額（公費ベース）



※回答に著しく不備のある都道府県を除き、46都道府県の合計

③ 調査結果及びその分析

1. 基金の適正な執行について

(2) 個別事業について

- 本基金は事業目的が法定されているものの、厚生労働省はそれ以上に具体的な補助対象等を定めておらず、各都道府県において地域の実情に応じつつ事業目的に沿った取組が行われることとなっている。
そこで、実際に各都道府県が実施している個々の事業を確認した結果、地域医療構想との関係が必ずしも明らかではない個別施設等への支援、有効性に疑義のある人材確保事業、他の政策目的に属する事業といったその事業内容の適切性に疑義のある事業が多数確認された【表1】。
- 一方、厚生労働省は、どのような事業が補助対象となるかを例示的に示した「標準事業例」を都道府県に対して示している。(標準事業例は54例あり、事業区分Ⅰ-1で6例、Ⅱで18例、Ⅳで30例となっている。なお、Ⅰ-2及びⅥは標準事業例の設定後に創設されたため、標準事業例はない。)
ただし、この標準事業例は平成29年1月に示されて以降、現在まで一度も改正されておらず、医療提供体制の構築に向けた現場の各種の取組に合致していないおそれがある。
具体的には、標準事業例ごとに事業数や基金充当額の実績を確認した結果、相当なバラつきが生じていた。特に事業数に関しては、3か年の平均事業数が100件を超える標準事業例がある一方で、3年間で極めて実績の少ない又は皆無の標準事業例が確認された【表2】。また、都道府県に各事業の標準事業例の該当番号を確認した結果、事業区分Ⅰ-2・Ⅵを除いた令和6年度事業数1,942件のうち144件が「該当なし」との回答であった。

【表1】 事業目的に照らして事業内容に疑義がある主な事業

事業区分	事業内容
地域医療構想との関係が必ずしも明らかではない個別施設等への支援	
Ⅰ-1	診療所の承継に係る改修整備
Ⅰ-1	がん医療体制における空白地域以外のがん医療に係る医療機器(CT、MRI)、臨床検査機器、手術支援ロボット等の導入支援
Ⅰ-1	ドクターヘリの設備整備支援
Ⅰ-1	消防機関が保有する救急車の無線機設置支援
有効性に疑義のある人材確保事業	
Ⅳ	診療所の承継に伴う諸経費への定額助成
Ⅳ	薬剤師少数区域の病院・薬局に就職・転職した病院薬剤師・薬局薬剤師に対する薬剤師会費の支援等
Ⅳ	夜間休日に開局する保険薬局の赤字部分の補助
他の政策目的に属する事業	
Ⅳ	自治体保健師の育成支援(公衆衛生対策として別個の国庫補助あり)
Ⅳ	臓器移植院内コーディネーターの養成支援(移植医療対策として別個の国庫補助あり)
Ⅳ	外国人受入環境整備(観光施策として別個の国庫補助あり)

【表2】 標準事業例ごとの事業数・基金充当額

(件、億円)

事業区分	標準事業例	3か年平均事業数(実績)	3か年平均基金充当額(実績)
Ⅳ	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	多 164	30
Ⅳ	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	139	13
Ⅰ-1	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	128	178
Ⅳ	地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)	114	111
Ⅱ	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	83	6
⋮	⋮	⋮	⋮
Ⅱ	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	1.0	0.004
Ⅱ	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	0.7	0.001
Ⅰ-1	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイクア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	0.3	0.292
Ⅱ	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	0	0
Ⅱ	在宅歯科患者搬送車の設備整備	0	0
Ⅳ	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	0	0
Ⅳ	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	少 0	0

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 基金の適正な執行について

(1) 基金全体について

- 令和4～6年度のいずれの年度も計画額に対する執行額(実績)は7割程度にとどまっていることから、計画策定段階で適正な事業量を見込むことができるよう、厚生労働省は都道府県に対する助言・指導の強化を図るなどの対応策を講じるべきである。
- 基金残高について、複数年度の支出を要する事業区分Ⅰ-1については、足下の残高(1,453億円)の今後の具体的な使途や支出時期等を確認するとともに、今後も過剰な残高とならないような適正な管理を徹底すべきである。
また、Ⅰ-1以外の事業区分、特にⅣに関しては単年度で完結するソフト事業が中心であり、毎年度の執行残額を基金残高として保有する必要性はないことから、足下の残高の国庫返納に加え、今後の計画額の適正規模を再考すべきである。

(2) 個別事業について

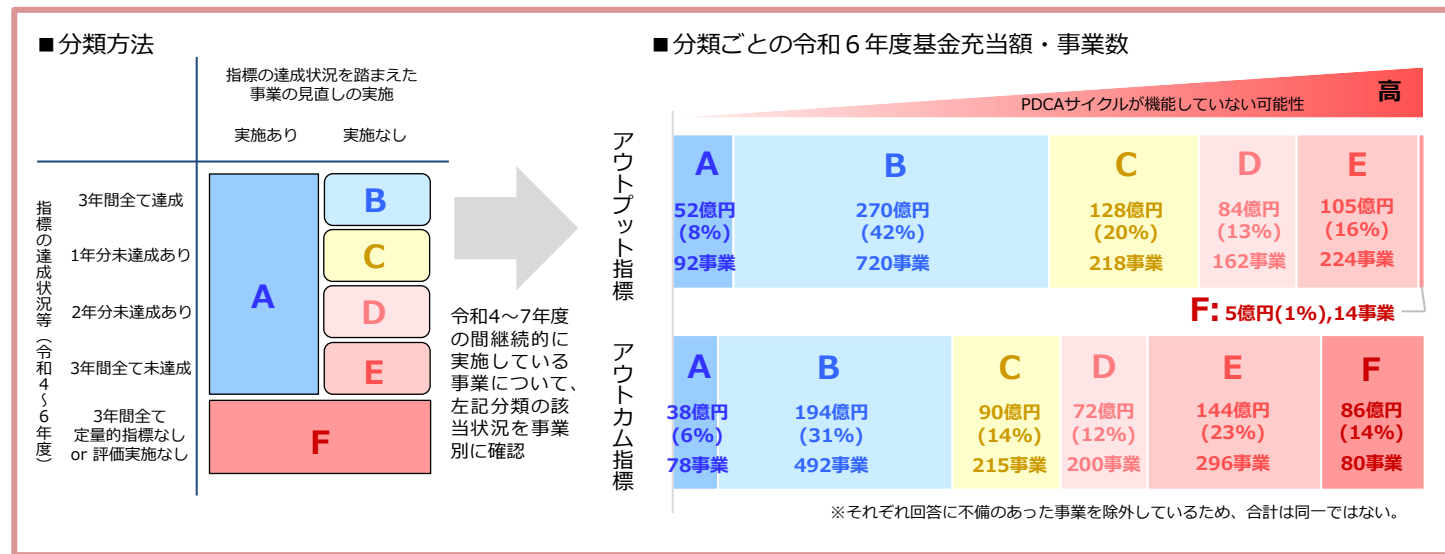
- 法定された事業目的に照らして事業内容の適切性に疑義がある事業が散見されることは問題であり、事業の該当要件の明確化や、計画段階での詳細な事業内容の審査など、不適当な事業が実施されない執行体制を構築すべきである。
また、現在の標準事業例は、活用状況に相当なバラつきがあり、該当しない事業も多数実施されていることから、事業目的の達成のために相応しい実効的な標準事業例に見直すべきである。
なお、本基金の前提である地域医療構想について、各都道府県は2040年とその先を見据えた「新たな地域医療構想」を策定することとされているため、構想に基づく取組が開始される令和9年度までに上記見直しを完了させることが重要である。

③ 調査結果及びその分析

2. 基金のPDCAサイクルについて

- 本基金は、事業ごとにアウトプット指標とアウトカム指標を都道府県計画に定め、事後評価においてその達成状況等の確認を行っている。今般、これら計画策定・事後評価のプロセスにおいて、PDCAサイクルが適切に機能しているか確認を行った。
- まず、令和4～7年度の間継続的に実施している事業(1,459事業)を対象に、政策目的の設定状況を確認した結果、**政策目的が何らかの文書等に明文化されている事業は8割を超えていた一方、政策目的の達成目標年度を設定している事業は半数を下回っていた。**
- 次に、個々の事業の令和4～6年度におけるアウトプット指標・アウトカム指標の設定状況、指標の達成状況、指標の達成状況を踏まえた事業の見直しの実施状況を確認し、対応関係を整理した【図4】。
【図4】の左図のとおり対応関係をA～F(FがPDCAサイクルが機能していない可能性が最も高い)に分類し、分類ごとの令和6年度基金充当額・事業数が【図4】の右図のとおりである。右図に示すとおり、PDCAサイクルが機能していない可能性が高いE・Fが占める割合(金額ベース)は、アウトプット指標に関しては2割程度(110億円)、アウトカム指標に関しては4割程度(229億円)となっていた。
特に、**毎年度の進捗を測る上で重要なアウトプット指標において、令和4～6年度の3年間全てで指標が未達成にもかかわらず事業の見直しが一切行われていない事業(E)や、3年間全て定量的な指標がない又は評価を実施していない事業(F)が110億円分も存在していることは深刻な問題である。**加えて、この110億円のうち4割程度が、「**事業を継続する理由(又は見直しを実施しない理由)**」を事後評価において明記していなかった。
- なお、基金残高から充当して執行している場合、当該年度の都道府県計画にアウトプット指標等の設定がなく、事後評価が行われていないケースも散見された。

【図4】アウトプット・アウトカム指標の達成状況と事業の見直し状況



④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 基金のPDCAサイクルについて

- 本基金におけるPDCAサイクルは十分に機能しているとは言いがたい状況であり、早急な改善が必要である。
厚生労働省は、各都道府県において以下の事項が徹底されるように所要の措置を講じるべきである。
- ・ 全ての事業について、政策目的を明確化し、目標の達成年度を設定すること。
- ・ 政策目的の達成に向けて、その進捗を測ることが可能な**定量的なアウトプット指標とアウトカム指標を設定し、毎年度の事後評価において達成状況を確認すること。**
- ・ アウトプット指標とアウトカム指標の**達成状況に応じ、必要な事業の見直しを確実に実施すること。見直しが必要ない場合であっても、その結論に至った理由等を事後評価に明文化すること。**
- ・ 基金残高から充当して執行している場合であっても、計画・評価のプロセスは確実に行うこと。